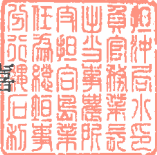


入札公示（設計等）

設計等競争入札参加者を招請するので公示する。
本業務は、電子契約システム対象案件である。

- 1 掲 載 日 令和3年7月21日
- 2 掲載責任者 分任支出負担行為担当官
沖縄総合事務局 石垣島農業水利事業所長 三浦 弘喜 
- 3 担 当 部 局 〒907-0023 沖縄県石垣市字石垣 486-1
NTT 八重山ビル 3階
沖縄総合事務局石垣島農業水利事業所
庶務課 経理係
電話 0980-84-3500
FAX 0980-82-1127
- 4 業務内容等
 - (1) 業務名 令和3年度 石垣島農業水利事業
磁気探査（その5）業務
 - (2) 業務内容 本業務は、国営石垣島土地改良事業で実施する平久保送水路の施工に当たり、不発弾等の有無を確認するため、磁気探査を行うものである。
 - (3) 履行期限 契約締結の日から175日後
 - (4) 入札・契約方式 簡易公募型競争入札方式
 - (5) 本業務は、業務説明書の交付、参加表明書の提出・受領に関わる確認及び入札について原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）で行う対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。
 - (6) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特別仕様書に記載する品質確保対策の履行状況については業務成績評定に厳格に反映するとともに、状況内容によっては、「指名停止等措置要領」に基づき指名停止等の措置を講じる。
 - (7) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。
なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
 - (8) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する業務である。

5 資格要件及び選定基準

(1) 入札参加者に要求される資格要件

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

ウ 沖縄総合事務局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和 3・4 年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

なお、ウの確認を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあつては、沖縄総合事務局長が別に定める手続きに基づいて一般競争入札参加資格の再確認を受けている者であることを要する。

オ 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）」及び「内閣及び内閣府所管に係る発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成 22 年 3 月 31 日付け閣総会第 156 号内閣官房内閣総務官室会計担当内閣参事官及び府会第 266 号内閣府大臣官房会計課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、内閣府発注工事等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

カ 沖縄総合事務局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

キ 沖縄県内に本社（店）、支社（店）又は営業所を有していること、及び競争参加資格者名簿に記載のあること。

(2) 資本関係又は人的関係に関する要件

参加表明書を提出しようとする複数の者の間に資本関係又は人的関係がないこと（詳細は業務説明書による）。

(3) 入札参加者を選定するための基準

ア 企業の経験及び能力

当該業務部門における技術者の存在、業務実績及び業務成績、納品後における重大な設計ミスが発覚等による契約不適合の有無、地域貢献活動への支援、災害協定に基づく活動実績、ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等、企業の所在地、磁気探査機器の所有状況

イ 技術職員の経験及び能力

予定管理技術者の資格、業務実績又は実務経験、業務成績、継続教育に対する取り組み状況、過去の表彰経験、手持ち業務の状況

6 業務説明書の交付期間、場所及び方法

業務説明書を電子入札方式により配布する。交付期間は、別表1①に示す日時。
ただし、書面による交付を希望する場合には、あらかじめその旨を以下の交付場所に申し込みを行った上で、以下の期間、場所にて交付する。

なお、所定の交付期間、場所及び方法により業務説明書の交付を受けなかった者は、参加表明書を提出できない。

- (1) 交付期間 別表1①に示す日時
- (2) 交付場所 3に同じ
- (3) その他 交付は無料である。

7 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

ア 電子入札方式の場合

本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書一式を電子入札方式により提出期間内に送付すること。

提出様式についてはPDFファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が10MBを超えないものとする。

なお、添付資料等により合計容量を超過する場合は、様式1のみを電子入札方式により提出し、その他の資料については、7(2)の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「特定信書便」という。）のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは受け付けない。

イ 紙入札方式の場合

本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書の様式により提出期限内に7(2)の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）、特定信書便のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは受け付けない。

- (2) 提出先 3に同じ。
- (3) 提出期間 別表1②に示す日時
- (4) 選定結果の通知方法・時期

参加表明書の選定・非選定結果については、別表1③に示す日までに書面にて通知する。

- (5) 上記6に示す業務説明書の交付期間、場所及び方法により業務説明書の交付を受けた事実が確認されない場合は、提出された参加表明書を無効とし、非選定とする。

8 入札、開札の日時及び場所

(1) 入札の日時

ア 電子入札方式による入札

別表1④に示す日時

イ 紙入札方式による入札

別表 1 ⑤に示す日時に (3) の場所にて入札する。

(2) 開札の日時

別表 1 ⑥に示す日時

(3) 開札の場所 〒907-0023

沖縄県石垣市字石垣 486-1

NTT 八重山ビル 3階

沖縄総合事務局石垣島農業水利事業所

(4) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づき作成された予定価格の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(5) 入札者が 2 者未満の場合の手続きの中止

参加表明書の提出又は入札（電子入札方式の場合は、入札書の送信期限の日時、若しくは紙入札方式の場合は、入札を行う日時のどちらか遅い日時。）のいずれかの手続き期限をもって、入札者が 2 者未満となることが明らかとなった場合、以降の手続きを中止する。

なお、その場合、公示内容等を検討して再度入札公示を行うことがある。

9 その他

(1) 詳細は業務説明書による。

(2) 手続における交渉の有無 無。

(3) 入札保証金 免除。

(4) 契約保証金 納付。（保管金の取扱店 日本銀行石垣代理店）

ただし、利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行那覇支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 沖縄総合事務局 石垣島農業水利事業所）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。

(5) 入札の無効

本公示に示した入札参加者の資格要件を満たさない者の入札、参加表明書に虚偽の記載した者の入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 手続きにおいて使用する言語、通過及び単価

日本語、日本円、日本の標準時及び測量法（平成 4 年法律第 51 号）に限る。

(8) 関連情報入手するための窓口は、3 に同じ。

(9) 上記 5 (1) ウ掲げる資格の認定を受けていない者も上記 7 により参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ指名されていなければならない。

(10) 発注者網紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）第 10 条及び第 11 条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを否定し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規定第 9 条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している期間において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

ア自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

イ指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼

ウ自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼

エ公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

オ公表前における発注予定に関する情報聴取

カ表前における入札参加者に関する情報聴取

キその他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

①	業務説明書の交付期間	令和3年7月21日から令和3年8月5日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
②	参加表明書の提出期間	令和3年7月21日から令和3年8月5日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
③	選定結果の通知時期	令和3年8月17日を予定
④	電子入札方式による入札期間	令和3年8月30日から令和3年9月1日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで
⑤	紙入札方式による入札日時	令和3年9月2日 午前10時00分
⑥	開札日時	令和3年9月2日 午前10時00分